

平成24年4月17日

当会前法人事務長から提起された労働審判事件について

社会福祉法人 大和福壽会
理事長 曽根 宏



仙台地方裁判所平成24年(労)第1号雇用契約上の地位確認等請求労働審判事件は、さる2月13日夕刻の仙台放送ニュース報道及び2月14日の河北新報、毎日新聞、産経新聞各紙朝刊に掲載報道されましたことにつきまして、関係者の皆様方には大変ご心配をおかけしたことを衷心よりお詫び申し上げます。

申立て人は、東日本大震災発生時に当会法人事務長だった仙台市太白区在住の男性職員(49歳)です。

その訴えによりますと、

大震災直後に当会から指示されて自宅待機していたところ「献身的な助力・貢献が見受けられない」として不当な降格処分を受け、それが原因で「うつ病」に罹患し、自然退職に追い込まれたのは不当解雇に当たると主張し、平成24年1月12日、労働審判を仙台地方裁判所に申し立てました。

申立ての内容は、雇用契約上の地位確認及び慰謝料等約760万円の支払いを求めるものでした。

これに対し、当会は、高田英典弁護士、渡部修弁護士に依頼し、次の内容で対応しました。

1. 東日本大震災直後から施設入所者・利用者のみならず、避難所の高齢者や被災した近隣の医療機関の患者の皆様を受け入れ、役職員総出で対応に当たっていた状況下にあり前法人事務長に自宅待機の指示をしていないこと。
2. 前法人事務長は、十分に出勤可能な状況であったにも拘らず、格別の理由もないのに無断欠勤を続けていたこと。
3. 前法人事務長の降格処分は、正当な手続を経た相当なものであり、前法人事務長は、平成23年10月18日に自然退職したとみるべきであること。
4. 前法人事務長のうつ病の発症時期が有給休暇の最終日に合わせられていること、自己申告しかないなどから、うつ病を発症したとの主張には疑義があり、詐病の疑いあること。

などを主張しました。

この結果、平成24年2月20日、仙台地方裁判所での第1回目の労働審判の時点から、裁判所より和解の申し出がありました。平成24年3月12日、第2回目の労働審判において、裁判所の職権による和解勧告を検討した結果、和解金額が請求金額に比して約17パーセントと当会の主張が十分に容れられた内容であると判断したため、早期解決の観点も踏まえ以下の条項にて和解を成立させることと致しました。

1. 平成23年10月18日付で、前法人事務長が当会を退職したことを確認する。
 1. 当会は、前法人事務長に対し、解決金として130万円を支払う。
-

関係者の皆様及び当会役職員の皆様へ

東日本大震災直後からのライフライン寸断の中で、当会施設には220名近い看護・介護が必要な高齢者がおり、全役職員（申立人を除く）は、その方々の生活介護に支障を来さないよう、全力で取り組んで参りました。

このような中で本件の労働審判事件が起こってしまったことは、誠に残念ですが、上記の判断に基づき、裁判所の和解案を受け入れることとしたものです。

何卒、当会の和解にご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上